

いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立堀川小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「堀川小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（法第2条。以下、枠内は法の条文）

いじめの防止等の対策はいじめがすべての子どもに関わる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子どもが十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

このような取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要である。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ① 子どもが日ごろのくらしに目当てをもちにくく、学校での自己有用感や自己肯定感を実感しづらくなっている。兎角、自分に自信がないときは、誰かと比較し優劣をつけることで、安心感を得やすいことから、相手を尊重しづらい雰囲気生まれてしまう。
- ② スマートフォンやタブレットを所持又は使用する子どもが全学年にわたって増えてきており、LINEやインスタグラム、TikTok、オンラインゲーム等、SNSへの関心が強くなっている。SNS等の閲覧はもとより、自ら発信するなど、操作に長けている子どもが増えている。
- ③ 新たな情報通信技術の出現に伴う、情報モラルや情報リテラシーの向上が求められる。

(2) 本校の課題（教育相談「楽しい学校生活のためのアンケート」の集計から）

- ① 全学年において、学校生活での目当てをもち、熱中して取り組む子どもの割合が低下している。子ども一人ひとりが目当てをもってらせる創造的な教育活動が求められる。
- ② 仲間とのコミュニケーションの齟齬がいじめの引き金になっているケースが多い。昨年度は、特に下学年にその傾向が顕著に見られた。低学年は、「家の人に学校でのことを話している」割合の低さがコミュニケーションによる齟齬と連動している可能性がある。学校や家庭での身体性を伴った経験や感情を外言化する機会を増やすことで、子どもの語彙力や想像力、ひいてはコミュニケーション能力の育成につなげていく必要がある。
- ③ 生成AIやSNS等、日進月歩で進化する技術を利用することで、利便性と危険性について

発達段階と系統性を考慮した指導を実施し、情報モラルや情報リテラシーの向上を図る。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育て、どの児童も落ち着いていられる場所をつくりだす。(居場所づくり)
- ② 道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けることで、子どもの社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ③ 授業の開始時間に遅れない、忘れ物をしない、正しい姿勢を保つなどの規律を習慣付け、基礎的な学力を身に付けることができるようにする。
- ④ 一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、間違った答えを言っても笑われたり叱られたりしないという雰囲気をつくる。
- ⑤ 一人ひとりが活躍できるような学習の場を意識的につくり、子どもが主体的、協動的に取り組むことができるようにする。(追究の充実)
- ⑥ 子どもがいじめの問題について学び、自らがいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ⑦ いじめに繋がりやすい感情を押さえるために、教育活動全体を通して、すべての子どもに充実した集団体験を提供し、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。(絆づくり)
- ⑧ いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図るための場(生徒指導全体会・子ども情報交換会)を設け、未然防止に取り組む。
- ⑨ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための学期に一度のアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。
- ⑩ 子どものオンラインゲームや SNS 等のネットの使用状況を把握するために、学期に一度のアンケートを実施する。
- ⑪ 学期に一回以上のネットモラル指導を全学年で行う。

※参照 【表2 いじめ問題への取り組みの年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 休み時間や放課後の子どもの様子、日記等での子どもとの日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等、すべての子どもについて普段から観察を怠らず、ささいな変化であっても見落とさないよう、常にアンテナを高く子どもたちを見守る。
- ② ささいないじめに関する情報であっても、学校の教職員全体で共有する場(子ども情報交換会)を設け、いじめとして対応すべきかどうか、あるいはいじめの予兆として対応すべきかどうか、あるいは期限を区切って様子を見ていくのかどうかなどの判断を行い、解消に向け、迅速に取り組む。
- ③ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子どもが日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。教育相談の期日については、学年だよりも明記し、保護者に周知を図る。
- ④ 子どもや保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。
- ⑤ 一人1台端末に搭載された「児童相談受付システム」を活用して、子どもが抱えている悩みを把握し、解消に向けた適切なはたらきかけを行う。

(3) いじめが起きたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 子どもや保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保する。
- ③ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ対策委員会」で直ちに情

報を共有し、組織的に対応する。（記録を蓄積する。）

※参照① 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

※参照② 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ④ 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、その内容については市教育委員会に報告するとともに、いじめられた子どもといじめた子どもそれぞれの保護者に連絡する。
- ⑤ 犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応する。
- ⑥ 児童の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- ⑦ いじめられた子どもとその保護者へは、次のような支援を行う。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子どもの安全を確保する。
 - イ 必要に応じ、いじめた子どもを別室で指導すること等で、いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられるようにする。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組む。
- ⑧ いじめた子どもとその保護者へは次のように指導・助言を行う。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ウ いじめた子どもへは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子どものプライバシーには十分に留意した対応を行う。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子どもの健全な成長を促すことを目的に行う。
- ⑨ いじめが起きた集団の子どもに対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子どもに対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ⑩ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子どもとの関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
- ⑪ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。
- ⑫ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
- ⑬ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。（学期に1回以上、子どもの実態に応じて行う。）
- ⑭ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。該当子どもでだけでなく、保護者との情報共有を定期的に行う。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

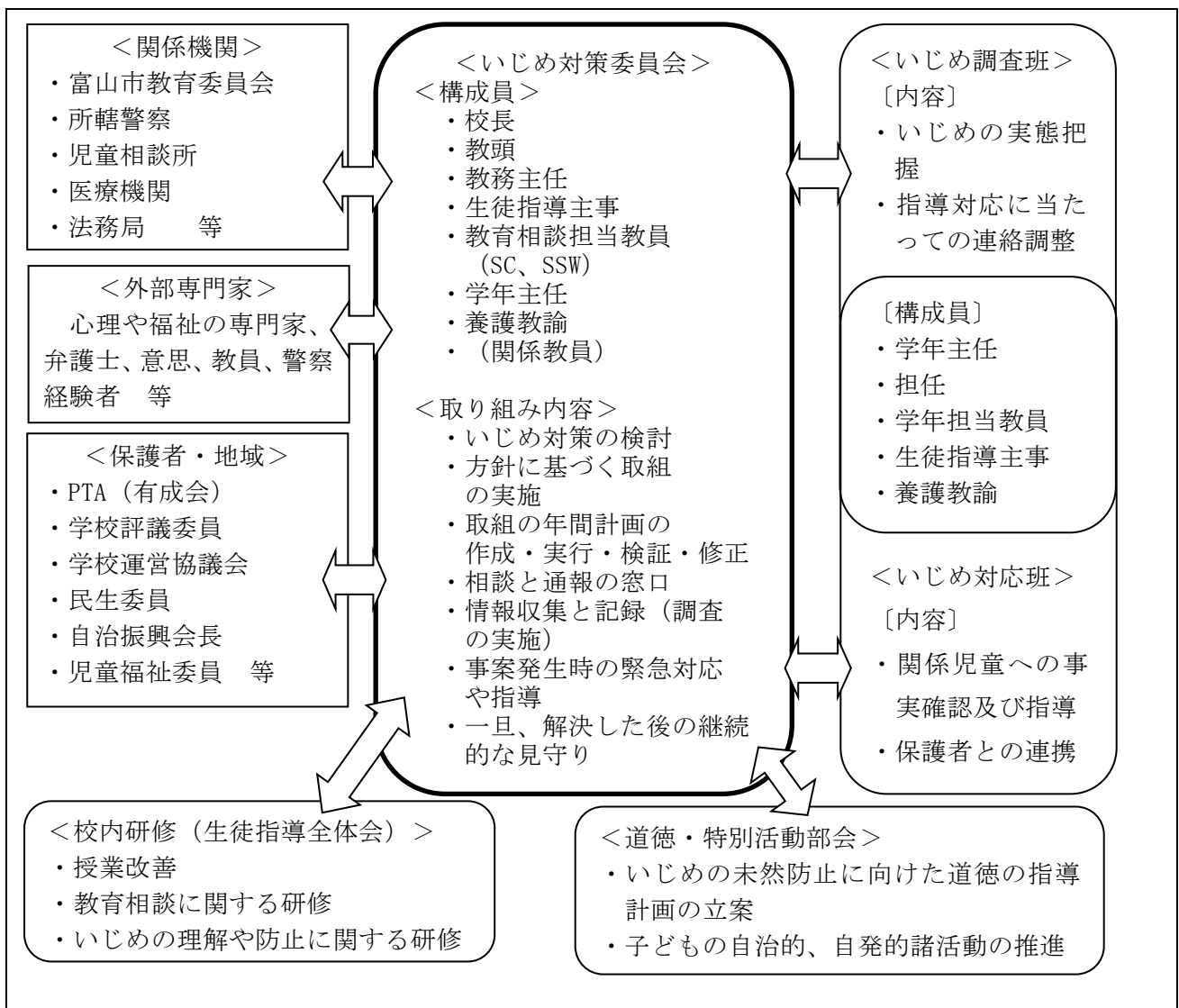
- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童が自殺を企図した場合、転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合等）
 - ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日を目安するが、一定期間連続して欠席しているような場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する）
- ※「児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

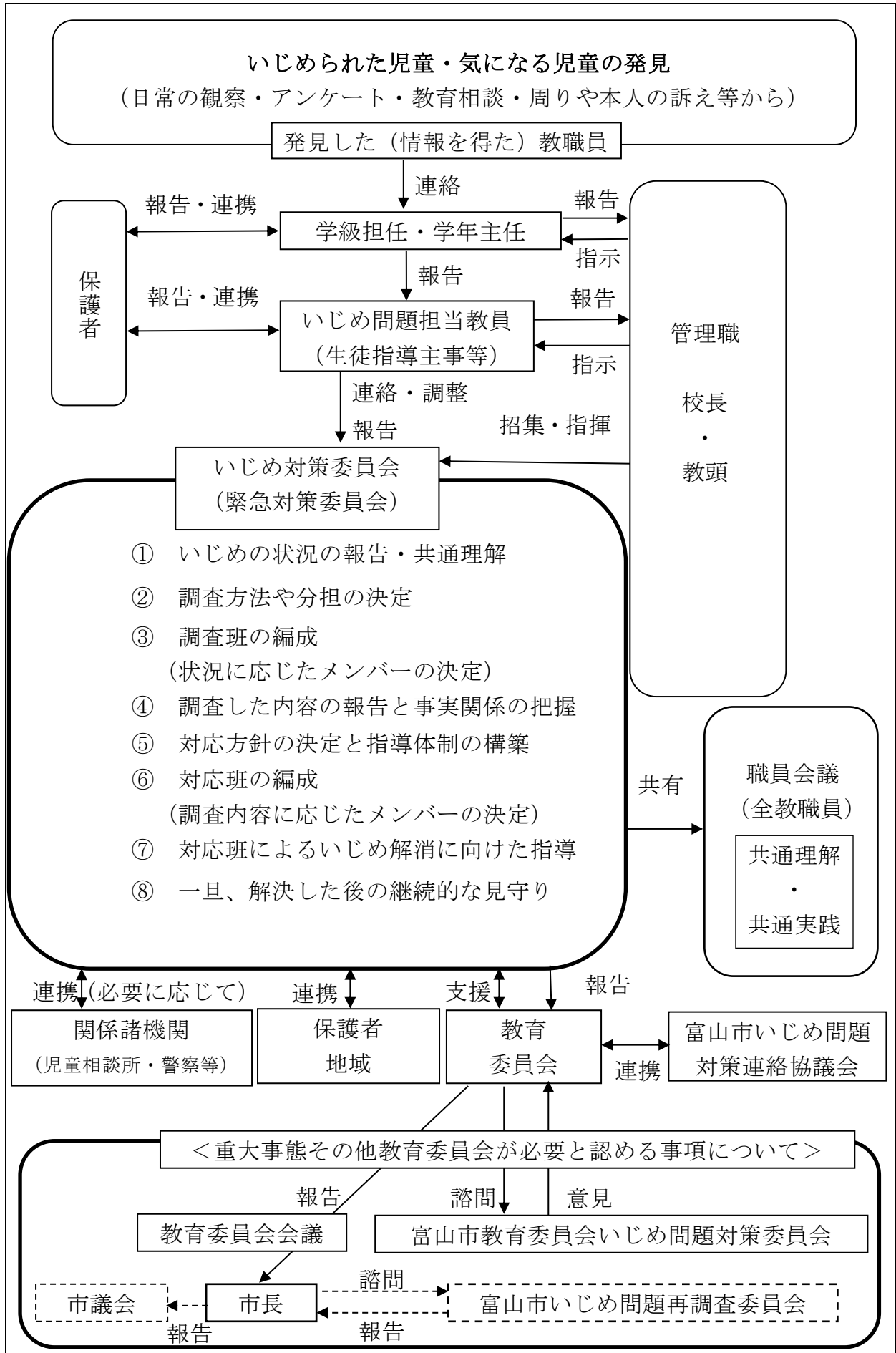
(法第22条に基づく組織 <必置>)



【表1 校内いじめ対策委員会】

役 職	氏 名	分担1	分担2	備 考
校長	石田 和義	総 括		
教頭	政二 亮介			
教務主任	柳瀬 明、馬場 剛	調査班		
生徒指導主事	大津賀 悟史			
スクールカウンセラー	徳永 博美			
スクールソーシャルワーカー	清水 剛史	調査班	対応班	
各学年主任	横道 直 澤井 匠 米原 史剛 犀川 かい 仲井 志保 土合 耕平 伊東 真利子	調査班		
養護教諭	井上 利佳子	調査班	対応班	
担任等関係教員				

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月		
校内委員会等	いじめ対策委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解 生徒指導 全体会① 職員会議	PTA 総会及び学年懇 談会での保護者啓発 子ども情報交換会	事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施 生徒指導 全体会②		いじめ対策委員会 実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導 計画の確認		
未然防止への取り組み	いじめ 実態把握調査		①学級・学年づくり 人間関係づくり (集団宿泊学習等)				
早期発見への取り組み			楽しい学校生活アンケート	教育相談週間 6月8日～11日			
児童会による未然防止に向けた自治活動(委員会活動・集会活動)							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等			事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施 いじめ対策委員会 実施③ ・情報共有 ・3学期の指導計 画の確認	生徒指導 全体会③		いじめ対策委員会実 施④ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し	
未然防止への取り組み	②学級・学年づくり 人間関係づくり (校外学習・集団宿泊学習等)		児童会による「人権週間」 への取組		③学級・学年づくり 人間関係づくり (スキー学習・卒業を祝う週間等)		生徒指導 全体会④
早期発見への取り組み	楽しい学校生活アンケート	教育相談週間 11月9日～12日			楽しい学校生活アンケート		教育相談週間 2月16日～18日、22日
児童会による未然防止に向けた自治活動(委員会活動・集会活動)						道徳・特別活動 計画へ生かす	